

○渡部俊也, 玉井克哉 (東大先端研)

1. はじめに

本年2002年に入り、知的財産戦略会議が政府に設置され、知的財産戦略大綱がまとめられた。2003年にはこの大綱を受けて知財基本法の制定が見込まれている。今後これらをもとにした知財重視の施策によって我が国が「ものづくり立国」から「知財立国」に大きく脱却していくことになる。

あらゆる施策を遂行するにあたって最も重要なのは、それを担う人材である。先立って進められた科学技術強化の諸施策においては、95年の科学技術基本法以降、ポスドク1万員計画などが立案され人材強化がなされた。科学技術の研究開発に従事する人口は95年当時すでに質量とも一定の基盤的な人材があった(95年当時57万人、2000年で64万人)。しかし今回知財立国を推進するために必要な知財人材という意味では、弁理士(4500人)、企業の知財部門(2万人)に特許事務所の事務部門等(2万5千人)を加えても約5万人であるといわれ、かつその内訳も出願に特化する弁理士等、狭い知財専門家が多数など、科学技術や経営との広範な境界領域である知的財産マネジメントが重要であるという面から見れば、質量とも大幅な増強が望まれる状況である。

このような知財人材の育成に関しては、知的財産戦略大綱「4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上」において、「法科大学院による教育強化」と「ビジネスに理解の深い技術的人材を養成できる専門職大学院の設置」などについて言及している。

本稿ではこのような知財人材育成のあり方について、先端研の試みについて述べる。

2. 知的財産立国と人材のニーズ

産学連携によるベンチャー創出を例にとりて見る。大学で生み出された基礎研究の成果を、産業に還元するまでの知識の創造プロセスは、主に創造、権利化、活用、紛争処理の4つの要素プロセスを経るものと考えられる。国際的に流通可能な優れた知的財産に加工するためには、研究開発の計画段階から知財マネジメントが始まっているとよい。また知財としての権利化過程は、不足する知識を研究活動で補いながら権利化していくことが必要であり、研究と出願、権利化も戦略的に不可分の関係であるといえる。さらに得られた知財をいかにして事業活動に生かしていくかという面では、事業計画など経営の諸要素を理解していないと、「活用されない権利」や「知財なきビジネス」などの無駄が生じる。また研究開発段階から将来生じる紛争の予防の為のマネジメントが必要であるなど、知識を権利としてそれを活用する4つのプロセスは、お互い不可分なマネジメントの要素であるといえる。

これら一連のプロセスを見渡して知財戦略・経営をマネジメントできる人材は、狭い縦割りの専門家ではなく、横断的な専門職であるべきであり、科学技術知識と知財実務の融合した人材育成プログラムが必要である

と考える。そしてこのようなプログラムによって、大学の技術移転を担うライセンスアソシエイトやベンチャー企業の経営者、CTO のみならず、企業における知財戦略担当者、知財研究者、高度専門的な弁理士、裁判所調査官・専門委員など、知財立国を目指す我が国に最も欠けていると言われる人材すなわち「知識創造マネジメント専門職」の供給が可能となる（図1参照）。

このような人材育成はどのような手段によるべきであろうか。もちろん各分野の専門家の講義によって習得できる知識も多いが、ビジネスや研究現場における実務者の育成教育であることを考えると、ケーススタディーやさらには研究や権利化、経営の現場における実地教育が重要な手段となるであろう。

図2に「知識創造マネジメント専門職」の備えるべき知識と対応する教育方法を示した。このような人材育成プログラムは、知財マネジメントに特化した専門職大学院であり、法律科目の履修義務が著しく多いことが予想される法科大学院（平成14年8月5日、中央教育審議会による法科大学院の設置基準等についてによると、法律科目93単位が修了要件とされている）とは大きく異なるプログラムとなる。また既存のMOT教育などとは、履修内容に重複はあるものの、MOTがあくまで企業の中での技術のマネジメントを中核の教育内容とするのに対して、「知識創造マネジメント専門職」育成プログラムでは、資産として流通可能な知財のマネジメントを中核に据えたものである点で、考え方が大きく異なるといえる。

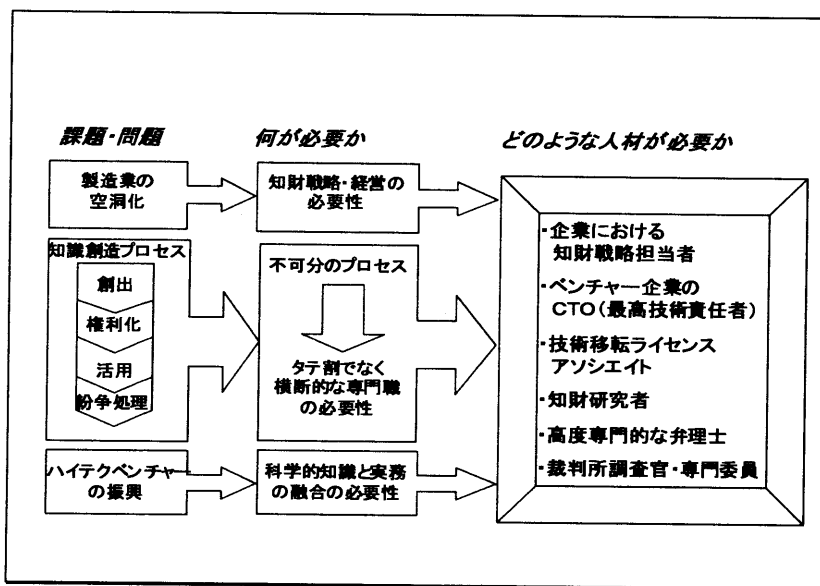


図1 知的創造マネジメント専門職のニーズ

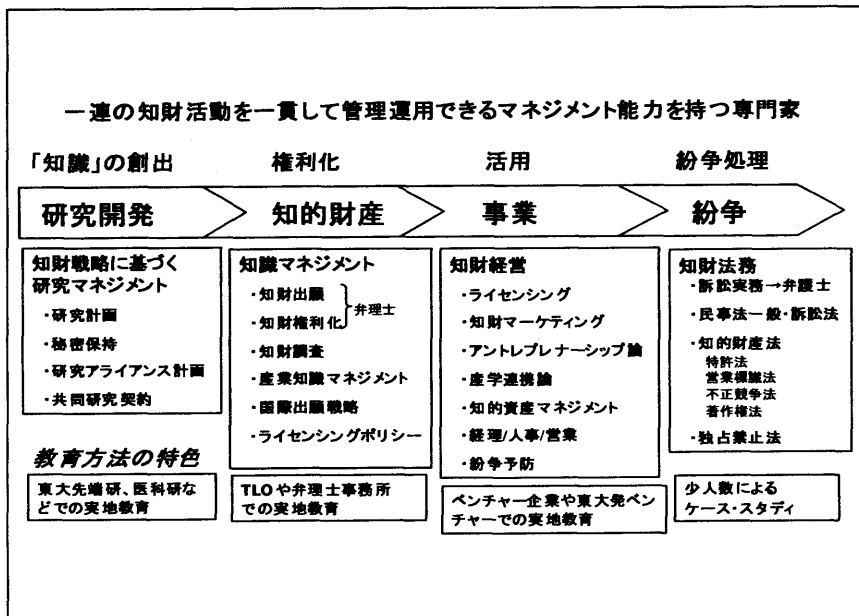


図2 知的創造マネジメント専門職の概念

3. 先端研の知識創造マネジメント人材育成ユニット

以上述べてきたような背景をもとに、優れた人材育成に必要な5つの視点を考えてみた。①先端技術を踏まえた文理融合であり、縦割りではなく横断的な専門家を育成すべきであること。②実務経験者中心の実務者育成プログラムであること（経営学者ではなく経営者、法学者ではなく弁護士が教育）。③実践モデル教育や具体的ケース重視（ロールプレーによる知財戦略の理解など）。④産業界に密接にリンクした実地教育であること（TLO,ベンチャー企業などでの研修）。⑤海外ネットワークを利用した派遣プログラム（ジョージワシントン大学、マックスプランク研究所、パスツール研究所、スタンフォード大学、フラウンホーファー研究機構）。これらの視点を中核に据え、東京大学先端研では既に博士課程「先端学際工学専攻」において、知識創造戦略コースをスタートさせるべく、アントレプレナーシップ論、知的資産マネジメント、知的財産法、バイオテクノロジーと知的財産権などのコースワークを試行して学生から好評を得ている。これをさらに拡大したプログラムとして提案を行った「知識創造マネジメント専門職育成プログラム」が、平成14年度文部科学省科学技術振興調整費に採択され、今後5年間にわたって整備・強化されていくことになった。

本プログラムでは図1に対応した教育を、外部派遣先として、東京大学医科学研究所、東京大学経済学部の教官有志が設立したNPO法人グローバルビジネスリサーチセンター、承認TLOである株式会社CASTI、東京大学産学連携推進室等とも連携して、15年度から本格的に立ち上げる予定である。人材養成開始後3年目の目標としては、①基盤的人材（科学技術分野で修士・博士レベルの専門的知識を有しかつ社会で研究成果を活用するために必要な基礎的知識経験を身に着けた人材）を45名、②世界的水準の専門職（科学技術分野で修士・博士レベルの専門的知識を備えかつ知的財産の分野で博士学位または相当する資格等を有する人材）を10名③次世代指導者（世界的水準の専門職であり、なおかつ高水準の研究能力を備え教育者・指導者として次世代の育成にあたる能力を有する人材）を5名を育成することを目標として、①土曜日等に短期的な研修プ

プログラムとテーマ別の分科会を開催、②年間15－40単位程度の講義を正規の教育課程科目として提供、③世界的な指導者とともに最も今日のテーマに関する共同研究を実施 ④海外の研究教育機関や専門職組織と連携し、研修プログラムや教育プログラムに積極的に派遣、④技術移転機関やベンチャー企業と連携し、実習やインターンシップの機会を提供などを行う予定である。

本年は準備段階の企画として先端学際工学の知識創造戦略コースに加えて、社会人や他大学の学生にも開放する「先端知財人材オープンスクール」を11月より開講する予定である。本スクールでは、日本を代表する知財関係者、ベンチャー関係者による講義を軸とした短期集中のプログラムを提供すると共に、成績優秀者には短期海外研修も準備するというもので、東大先端研がオフキャンパスで行なう社会人向け専門教育の新たな試みとして画期的なものと考えている。

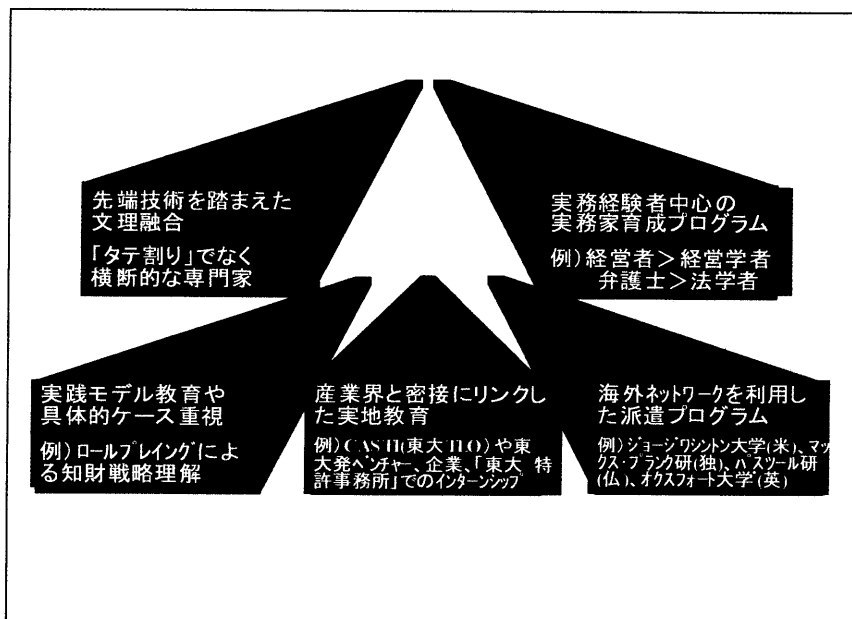


図3 優れた人材育成に必要な5つの視点

4. 結論

本プログラムは科学技術振興調整費による5年間の時限プログラムであるが、知的財産戦略大綱、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会などで示された、知的財産関連人材の育成を行う専門職大学院の考え方を実現するものである。我々としては早期に概算要求を行って正規の知財専門職大学院を実現したいと考えている。